

# 予防技術検定模擬テスト

## －解説付－

No.148

**[共通] 問1 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、一定の要件に該当すると認める場合には、権原を有する関係者（特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者）に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができるとされている。次の要件のうち、前述の火災予防措置命令をする場合の要件として消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移築の許可又は認可を受け、その後事情の変更していないものではないものとする。**

- (1) 火災の予防に危険であると認める場合
- (2) 消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合
- (3) 火災が発生する可能性がある場合
- (4) 火災の予防上必要があると認める場合

**[消防用設備等] 問1 消防法第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定の施行又は適用の際、現に存する防火対象物にあっては、一定の要件を満たす場合は当該技術上の基準は適用されず、従前の規定を適用するとされている。これに関し、従前の規定が適用されない場合に関する次の文を読み、消防法令上（ ）に入る文字の組合せをして正しいものを1つ選べ。**

消防法第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定の施行又は適用の後に、当該防火対象物の主要構造部である（ア）について（イ）の修繕又は模様替えの工事に着手した場合は、当該規定が適用される。

- |          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| ア        | イ                               |
| (1) 壁    | 過半                              |
| (2) 壁及び床 | 総面積の1/2又は1,000m <sup>2</sup> 以上 |
| (3) 壁及び床 | 過半                              |
| (4) 壁    | 総面積の1/2又は1,000m <sup>2</sup> 以上 |

**[消防用設備等] 問2 消火器具に関する次の文を読み、消防法令上正しいものを1つ選べ。**

- (1) 消火器具の設置義務のある防火対象物の10階部分に屋内消火栓設備を消防法令に定める技術上の基準に従って設置した場合において、当該消火設備の対象物に対する適応性が消防法令の規定により設置すべき消火器具の適応性と同一であるときは、当該消火器具の能力単位の数値の合計数は、当該消火設備の有効範囲内の部分について当該技術基準に定める能力単位の数値の合計数の1/2までを減少した数とすることができる。
- (2) 消火器具の設置義務のある防火対象物の11階部分にスプリンクラー設備を消防法令に定める技術上の基準に従って設置

した場合において、当該消火設備の対象物に対する適応性が消防法令の規定により設置すべき消火器具の適応性と同一であるときは、当該消火器具の能力単位の数値の合計数は、当該消火設備の有効範囲内の部分について当該技術基準に定める能力単位の数値の合計数の1/2までを減少した数とすることができる。

- (3) 消火器具の設置義務のある防火対象物の地下1階部分に粉末消火設備を消防法令に定める技術上の基準に従って設置した場合において、当該消火設備の対象物に対する適応性が消防法令の規定により設置すべき消火器具の適応性と同一であるときは、当該消火器具の能力単位の数値の合計数は、当該消火設備の有効範囲内の部分について当該技術基準に定める能力単位の数値の合計数の1/2までを減少した数とすることができる。
- (4) 大型消火器の設置義務のある防火対象物の地下1階部分に泡消火設備を消防法令に定める技術上の基準に従って設置した場合において、当該消火設備の対象物に対する適応性が消防法令の規定により設置すべき大型消火器の適応性と同一であるときは、当該消火設備の有効範囲内の部分について当該大型消火器を設置しないことができる。

**[防火査察] 問1 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処理等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。**

- (1) 法第4条第1項に基づき、消防長名で当該防火対象物の増築部分の図面を新たに作成して提出するよう資料提出命令を発動し、当該命令には標識等の設置による公示が義務付けられていないので、標識は設置しなかった。
- (2) 法第3条第1項に基づき、消防吏員名で屋外における物件の除去命令を発動し、当該命令には標識等の設置による公示が義務付けられていないので、標識は設置しなかった。
- (3) 法第5条第1項に基づき消防署長名で改修命令を発動したが履行期限内に違反が改修されないので、当該違反を要件とする法第5条の2第1項第1号に基づき使用禁止命令を発動したが、両方の命令に従わないので両命令違反で告発することとした。
- (4) 法第5条の3第1項に基づき、消防吏員名で屋内における物件の除去命令を発動し、直ちに当該防火対象物に出入りする人々が見えやすい出入口に命令を発動した旨の標識を設置した。

**[防火査察] 問2 消防法（以下「法」という。）の立入検査及び違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。**

- (1) 飲食店の立入検査において、法第17条第2項により委任されている条例基準違反を指摘し、改修を指導したがが、関係者が指導に従わないので、法第17条の4第1項に基づき消防署長名の消防用設備等の設置維持命令を発動した。

解。石油コンビナート等特別防災地区における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第11条参照。

## 〔無線法規〕

問1 答 (4)

解説 電波法施行規則第34条の5参照。

## 〔国民保護〕

問1 答 (4)

解説 国民保護法第119条第1項参照。

## 〔警防〕

問1 答 (5)

解説 排気側からの注水の効果がある時は、吸気側に吹き返しがあるので、吸気側に部署する隊員と連絡を取り、安全を確認してから注水する。

## 消防司令問題

## 〔消防法〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 限定されるため、誤り。  
 (2) 命令可能なため、誤り。  
 (3) 口頭でも可能なため、誤り。  
 (4) 正しい。  
 (5) 返還の必要はないため、誤り。

## 〔人事管理〕

問1 答 (5)

- 解説 (1) 必要な条件ではないため、誤り。  
 (2) 地方公務員災害補償法によるため、誤り。  
 (3) 考慮されているため、誤り。  
 (4) 重大な過失がない限り対象となるため、誤り。  
 (5) 正しい。

## 〔地方自治制度〕

問1 答 (5)

- 解説 (1) 予算執行方針に基づくため、誤り。  
 (2) 目安ではなく限度額であるため、誤り。  
 (3) 調定も該当するため、誤り。  
 (4) 目は執行科目であるため、誤り。  
 (5) 正しい。

## 〔警防〕

問1 答 (4)

解説 指揮本部長は、ガス漏えい事故現場にガス及び電気事業者が先着している場合などは、ガス及び電気事業者と連携し、応急処置を実施させるなどして、早期に二次災害の発生を防止する。

## 〔救急〕

問1 答 (5)

解説 改訂第5版救急隊員標準テキストP.161、「表3-4-4 被虐待児とその保護者の特徴」に記載のとおり。

問2 答 (4)

解説 総務省消防庁の示す「患者等搬送事業指導基準」、「別記第4 患者等搬送用自動車に積載する資器材」に記載のとおり。

問3 答 (2)

解説 「「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」の追補への対応について」（令和2年5月22日付 消防庁救急企画室事務連絡）参照。

## 予防技術検定模擬テスト

## 〔共通〕

問1 答 (3)

解説 消防法第5条第1項。消防法第5条では、消防法の制定当初から防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について火災の予防上必要があると認める場合には、防火対象物の火災予防措置命令を行うことができるとされていた。その後、平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえた検討において命令要件が抽象的すぎて命令の発動に踏み切りにくいとの指摘があったこと等を受け、平成14年の法改正により、「火災の予防上必要があると認める場合」の代表的類型として「火災の予防に危険であると認める場合」と「消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合」を具体的に例示し、規定の明確化が図られている。また、「火災が発生したならば人命に危険であると認める場合」も消防法の制定当初から防火対象物の火災予防措置命令を行うことができる要件であり、一般的には「火災の予防に危険であると認める場合」や「消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合」に含まれる場合が多いが、消防法第1条に規定される火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するという人命尊重の観点から特に取り出して掲げられているものである。したがって、「逐条解説 消防法 第五版（東京法令出版発行）」にも示されているように、(3)の「火災が発生する可能性がある場合」のように一般的、抽象的な火災危険性の存在によって防火対象物の火災予防措置命令を行うことは適当ではなく、個別的、具体的な火災危険性が存在することが必要となるため誤りである。

## 〔消防用設備等〕

問1 答 (1)

**解説** 消防法第17条の2の5第2項第2号、消防法施行令第34条の3。防火対象物に設置される消防用設備等は当該防火対象物の主要構造部と密接な関連を有しているものが多いため、既存防火対象物にあっては技術基準の改正等が行われた場合においても、防火上の必要性や基準に適合させることに対する経済的負担等の観点に鑑み、一定の要件を満たす場合はなお従前の基準に適合していればよいこととされている。

一方、大規模な修繕又は模様替えを行う場合には、それを契機に新しい基準に適合するように消防用設備等を設置することを求めるに一定の合理性があるとされているものである。具体的には、当該防火対象物の主要構造部である壁について行う過半の修繕又は模様替えを行う場合に現在の技術基準に適合させる必要があるが、ここで増築又は改築と異なる点は「基準時」や「合算」という概念ではなく、1回の修繕又は模様替えの規模が過半であるか否かによって判断されるということである。

## 問2 答 (4)

**解説** (1) 消防法施行規則8条第1項参照。屋内消火栓設備の有効範囲内の部分（消防法施行令第11条第3項各号に規定する水平距離の範囲内の部分）については、当該技術基準に定める能力単位の数値の合計数の「1／2まで」ではなく「1／3まで」を減少した数とすることができます。

(2) 消防法施行規則8条第4項参照。防火対象物の11階以上の部分に設置する消火器具にあっては、設置個数を減ずることはできない。

(3) 消防法施行規則8条第2項。粉末消火栓設備の有効範囲内の部分（全域放出方式及び局所放出方式にあっては消防法施行令第18条第1号に規定する噴射ヘッドによって防護されている部分であり、移動式にあっては消防法施行令第18条第2号に規定する設備水平距離の範囲内の部分）については、当該技術基準に定める能力単位の数値の合計数の「1／2まで」ではなく「1／3まで」を減少した数とすることができます。

(4) 消防法施行規則8条第3項。粉末消火設備等は建築物内の初期消火や延焼拡大の防止に役立ち、大型消火器に代替できることから、大型消火器の設置義務がある場合においても当該大型消火器を設置しないことができるとされている。

## 〔防火査察〕

### 問1 答 (1)

**解説** (1) 消防法第4条第1項に基づく資料提出命令は、既に作成されている資料等の提出を求める

もので、新たに図面を作成して提出させる場合は、報告収命令を発動する必要があるので、不適当。

- (2) 消防法第3条及び違反処理マニュアルにより適當。
- (3) 両方の命令違反とも成立しており、両命令違反で告発を行う必要があるので、適當。
- (4) 消防法第5条の3及び違反処理マニュアルにより適當。

## 問2 答 (4)

**解説** (1) 消防法第17条の4第1項及び違反処理マニュアルにより適當。

(2) 消防法第17条の4第1項及び違反処理マニュアルにより適當。

(3) 立入検査マニュアルにより適當。

(4) 防火対象物点検の特例認定を受けている防火対象物において、法令違反を確認した場合は、関係者が速やかに違反を改修したとしても、消防法第8条の2の3第6項の規定に基づき特例の認定を取り消さなければならないので、不適當。

## 〔危険物〕

### 問1 答 (3)

**解説** 丙種危険物取扱者が取り扱うことができる危険物は、ガソリン、灯油、軽油、第3石油類（重油、潤滑油及び引火点130度以上のものに限る。）、第4石油類及び動植物油類である。したがって、a、c、及びeについて取り扱うことができる。

## 問2 答 (1)

**解説** (1) 誤り。製造所については、指定数量の倍数が10以上のものが対象とされている。（令第8条の5、第7条の3参照）。

(2) 正しい。製造所の地下タンク、地下埋設配管の漏れの点検も含め、点検記録の保存期間は3年間とされている（規則第62条の8参照）。

(3) 正しい。定期点検に関する規定違反については、許可の取消し、又は期間を定めた使用の禁止を命ずることができる（法第12条の2第1項第5号参照）。

(4) 正しい。製造所等の定期点検は、1年に1回以上行わなければならないとされている（規則第62条の4第1項参照）。